にししん悠々ローン

令和７年　４月　１日現在

商品名	にししん悠々ローン

1. ご利用いただける方	・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・申込時の年齢が満２０歳以上、完済時満８５歳以下の個人の方 ・安定継続した収入がある方 （パート、アルバイトの方も可。専業主婦の方は世帯収入があれば可） ・(株)クレディセゾンの保証が受けられる方
2. お使いみち	・自由 ・事業性資金、旧債返済資金も対象となります。
3. ご融資限度額	・１０万円以上１，０００万円以内（１万円単位）（完済時年齢が８１歳以上となる場合は１００万円以内）
4. ご利用期間	・６か月以上１５年以内
5. ご融資形式	・証書貸付
6. ご融資利率	・固定金利　年４．８％、年７．０％、年１１．０％、年１３．０％、年１４．５％のいずれか（保証料を含みます。） ※保証会社の審査規準により適用される利率が異なります。 ・延滞損害金は、返済すべき元金に対し年１８．２５％となります。
7. ご返済方法	・毎月元利均等割賦返済とします。 ・申込金額の５０％以内の元金について６か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・返済日は、６日、１６日、２６日のいずれかの日とします。 ・年金受給者の方は、隔月元利均等分割返済もご利用できます（ボーナス併用返済はできません。約定返済日は偶数月１６日となります。）
8. 保証人･担保	・不要です。
9. 保証会社・保証料	・株式会社クレディセゾン　保証料はご融資利率に含まれています。
10. 必要書類	・本人確認書類（顔写真付のもの） 運転免許証、マイナンバーカード等 ・所得確認書類 お申込金額が３００万円を超える場合は、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書、年金通知書等の所得を証明する書類が必要となります。
11. 手数料	・繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料３，３００円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13.その他	・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫